

インボイス制度の導入により初めて課税事業者になる方必見！！

インボイス制度講習会 ～事前準備・対策講座～



10月1日より導入開始

消費税は原則として、課税売上に係る消費税から、課税仕入れに係る消費税を控除し差額を納付します。この、課税仕入れに係る消費税を控除することを「仕入税額控除」と呼び、仕入税額控除をするためには、適格請求書(インボイス)の交付を受け、これを保管する必要があります、というのがインボイス制度です。このインボイスは課税事業者であり、かつインボイス発行事業者として、登録しない限り発行することができません。課税売上年1,000万円以下の免税事業者は、課税事業者を選択しインボイス発行事業者になるかどうか問われています。

本講習会は、免税事業者からインボイス制度の導入により、課税事業者を選択した事業者向けに、インボイスの制度の概要や特例等を解説します。

免税事業者で、インボイスを登録したが制度がよくわからない方、これからインボイスについて対策を考えている方は是非ご参加ください！！

日時 令和5年 6月21日(水) 午後2時～午後4時

会場 横芝光町商工会 2階 会議室

講師 東金税務署 法人課税第1部門
事務官 西野 大輝 氏

受講料 無料 **定員** 20名(定員に達し次第締切)

◎お申込方法 下記申込書に必要事項をご記入頂き、FAX またはお電話にてお申込ください。

主催：横芝光町商工会 TEL：0479-82-0434/FAX：0479-82-0629

.....参加申込書.....
横芝光町商工会 行き FAX：0479-82-0629

事業所		代表者名	
住所		電話番号	